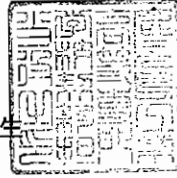


入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成21年5月29日

独立行政法人国立高等専門学校機構
鹿児島工業高等専門学校
契約担当役 事務部長 上原 今朝 生



1 工事概要

- (1) 工事名 鹿児島工業高専機械工場等改修工事
(2) 工事場所 鹿児島県霧島市隼人町真孝1460-1
(3) 工事内容 本工事は、下記既存建物における耐震補強、内部改修、外部改修の施工を行うものである。
1. 機械工場（RC造地上1階建、延べ面積約720㎡、改修延べ面積720㎡）。
2. 機械工学科及び土木工学科棟（RC造地上2階建、延べ面積約627㎡、改修延べ面積627㎡）。
3. 機械工学科棟（RC造地上2階建、延べ面積約460㎡、改修延べ面積460㎡）。
(4) 工期 平成22年2月12日まで
(5) 本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
(6) 本工事は、「企業の技術力」及び「企業の信頼性・社会性」について記述した競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（簡易型）を実施する工事である。
(7) 本工事においては、資料の提出、入札等を電子入札システムにより行う。なお、電子入札システムにより難しいものは、契約担当役の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。
なお、関連する電気設備工事・機械設備工事は別途発注される予定である。

2 競争参加資格

- (1) 独立行政法人国立高等専門学校機構契約事務取扱規則第4条及び第5条の規定に該当しない者であること。
(2) 文部科学省における建築一式工事に係るB等級又はC等級の一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後に一般競争参加資格の再認定を受けていること）。
(3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記（2）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
(4) 平成11年度以降に、元請として完成・引渡し完了した鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造において、延べ面積1,400㎡以上の建物の新築又は改修工事（耐震補強を含むものに限る。）を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る）。経常建設共同企業体にあつては、構成員のうち1者が上記の施工実績を有すること。
(5) 施工計画（簡易型）が適切であること。
(6) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。経常建設共同企業体にあつては、各構成員が上記技術者を専任で配置できること。
① 一級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること

と。

- ② 平成11年度以降に上記(4)に掲げる工事の経験を有する者であること。経常建設共同企業体にあつては、1者の主任技術者又は監理技術者が上記の工事経験を有していればよい。
- ③ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
- (7) 文部科学省、文部科学省所管独立行政法人、国立大学法人及び大学共同利
用機関法人に対し、平成19年度以降に完成・引渡し完了した工事目的物
で、引渡し後に工事の品質に関わる重大な問題が発生した事例がないこと。
- (8) 申請書の提出期限の日から開札の時までの期間に、独立行政法人国立高等
専門学校機構又は文部科学省から「建設工事の請負契約に係る指名停止等の
措置要領」(平成18年1月20日付け17文科施第345号文教施設
企画部長通知)に基づく指名停止を受けていないこと。
- (9) 工事成績について、総合評価の評価基準に示す欠格事項に該当しないこと
(入札説明書参照)。
- (10) 上記1に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若し
くは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- (11) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと(資本
関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員であ
る場合を除く(入札説明書参照))。
- (12) 鹿児島県に本店、支店又は営業所が所在すること。
- (13) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準
ずるものとして、文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が
継続している者でないこと。

3 総合評価に関する事項

- (1) 落札者の決定
- ① 入札参加者は、「企業の技術力」及び「企業の信頼性・社会性」並びに
「価格」をもって入札に参加し、次の(ア)、(イ)の要件に該当する者の
うち、(2)③によって得られる数値(以下「評価値」という。)の最も高
い者を落札者とする。
- (ア) 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。
- (イ) 評価値が、標準点を予定価格で除した数値(基準評価値)に対して
下回らないこと。
- ② ①において、評価値の最も高い者が2者以上ある時は、くじ引きにより落
札者を決定する。
- (2) 総合評価の方法
- ① 「標準点」を100点、「加算点」は最高20点とする。
- ② 「加算点」の算出方法は、下記(3)①及び②の評価項目毎に評価を行
い、各評価項目の評価点数の合計が最高の者に20点を与える。それ以外の
者については、各評価点数の合計に応じ按分して得られる数値を、加算点と
する。
- ③ 価格及び価格以外の要素による総合評価は、入札参加者の「標準点」と②
によって得られる「加算点」の合計を、当該入札者の「入札価格」で除して
得た「評価値」をもって行う。
- (3) 評価項目
- 評価項目は以下の通りとする(詳細は入札説明書による)。
- ① 企業の技術力
- ・ 施工計画(簡易型)
 - ・ 企業の施工能力
 - ・ 配置予定技術者の能力
- ② 企業の信頼性・社会性
- ・ 法令遵守(コンプライアンス)
 - ・ 品質マネジメント及び環境マネジメント
- (4) 受注者の責により、提出された「施工計画(簡易型)」に基づく工事が施
工されていないと認められる場合は、指名停止措置を行うものとする。

